2026年11月20日

各　位

会 社 名 株式会社　トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役　　石　　田　　雅　　文
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 管理部長　　旭　萌　々　子
（TEL．052－262－1122）

更生計画案の決議をするための関係人集会招集の申立て及びこれに対する却下決定について

2026年９月９日付「会社更生手続における更生計画案の提出のお知らせ」、同年９月15日付「更生計画案付議決定に関するお知らせ」及び同年10月２日付「更生計画案の開示について」に記載のとおり、当社の管財人は、当社の会社更生手続（令和８年(ミ)第４号。以下「本更生手続」といいます。）について、2026年９月９日付で更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を東京地方裁判所に提出し、同年９月15日には、同裁判所より本更生計画案を決議に付する旨の決定（以下「付議決定」といいます。）がされており、本更生計画案に係る書面等投票の期間は、2026年10月29日から同年11月16日までとされておりました。

本更生手続においては、2026年10月23日付「東京地方裁判所からの株主の皆様への通知（関係人集会招集の決定のお知らせ）」に記載のとおり、同年11月４日を期日として、意見聴取を目的とする関係人集会が招集され、同日、東京地方裁判所において開催されておりますところ、新たに、2026年11月13日付で、当社の株主である株式会社ジェット、石田信文氏及び石田ゆかり氏より、同裁判所に対して、会社更生法189条５項に基づき、本更生計画案の決議をするための関係人集会招集の申立て（以下「本申立て」といいます。）がされました。本申立ては、議決権行使の方法として、すでに会社更生法189条２項２号に基づき実施されてきた前述の書面等投票の方法を取り消して、同項１号の関係人集会の期日において議決権を行使する方法によることを求めるものです。しかし、東京地方裁判所より、2026年11月19日付で、本申立ては実質的な理由があるとは認められず、本更生手続の遅延を目的としたものというべきであり、申立権を濫用するものであるとの理由により、本申立てを却下するとの決定がされましたので、お知らせいたします。

以　上